

令和7年度 第2回滋賀県障害者施策推進協議会

議事概要

1 開催日時 令和8年(2026年)3月17日(火曜日)

午後1時30分から午後3時40分まで

2 開催場所 滋賀県庁東館7階 大会議室

3 出席委員

会場出席 大平委員、加藤委員、木津委員、木村(隆)委員、木村(政)委員、
西連寺委員、崎山委員、谷口委員、田村委員、中西委員、藤崎委員、
増田委員、水野委員、美馬委員、山根委員

オンライン出席 堀尾委員

(五十音順、敬称略)

4 内 容

(1)開会

(2)議題

①次期障害者プラン策定の進め方について

- ・次期障害者プラン策定にかかる基本指針等について
- ・次期障害者プラン策定にあたっての各小委員会等の設置について

②滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の見直しの検討について

- ・関係施策の実施状況報告
- ・条例見直し検討小委員会の設置について

③滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて

④令和8年度障害福祉課当初予算案の概要について

(3)閉会

5 議事概要

(1) 開会

- ・小嶋健康医療福祉部次長からあいさつ
- ・今回初めて出席の委員から自己紹介

(2) 議題

(会長)

それでは、次第に従い議題を進めてまいりたい。まず議題の(1)次期障害者プラン策定の進め方について、事務局から説明をお願いします。①の基本指針と②の小委員会設置について、一括して説明をお願いしたい。資料がたくさんあるので、論点を明確にするため、参考資料については、意見交換のあとに事務局から説明していただくこととする。

議題(1)次期障害者プラン策定の進め方について

(事務局)

資料1-1および資料1-2、資料1-3、資料1-4、参考資料2に基づき説明。

(会長)

それでは、ただいまの説明について質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

小委員会を立ち上げることに反対はしないが、名前がない空欄のところがある。これは案なのか、私達が案を出していいのか。

(事務局)

今お名前が挙がっていない空欄のところについては、これから事務局と会長と相談の上、体制を整えてまいりたいと考えている。ただし、こういった分野の中で専門性のある所属の案を示させていただいているので、最終的に皆様と共有できればと思っている。

(委員)

新設の手話施策推進・意思疎通支援について、当事者団体が入っているが、客観的意見をもらうために言語の専門家を招きたい。私達は手話が言語で、手話は必要なもの。他の障害者団体のことと話が合わない、ずれることがあると思う。言語の面で交通整理をするという意味で、専門家の方に入っていたらいいという意見が1つ。それから2つ目。新設の災害時対応・防災について、できれば聴覚障害と視覚障害の当事者団体の方に入っていたらいい。防災については、以前能登半島地震のときに、教訓として聴覚障害者の課題、それから視覚障害者の課題が挙がっていた。それぞれその方々の意見を盛り込むために、当事者の方に委員に入っていたらいい。

(事務局)

まず1点目の手話施策推進・意思疎通支援小委員会に言語の専門家に参加いただきたいと思いますのご意見をいただいた。議題(2)意思疎通条例の見直しにあたって、ここでもまた小委員会を設置させていただき、委員の構成も含めて議論させていただくので、一旦保留ということで次の(2)の議題と合わせて議論させていただきたい。2つ目の災害時対応、防災の関係についてはおっしゃる通り、視覚障害のある方、聴覚障害のある方のご参画はまさにその通りだと思うので、変えるところを検討して会長と相談してまいりたい。その方向でいかがか。

(委員)

視覚障害者協会からは手話施策推進・意思疎通支援小委員会に参画ということだが、意思疎通支援の件で言いたいことがある。視覚障害者がリアルタイムに外出できるような施策を考えていただきたい。また、防災の小委員会へも参加しても構わない。

(事務局)

どういったことができるのかも考えていくというのが、次のプランに重要なところかと思う。おっしゃるようなICT分野といったところも大事で、次のプランでは取り込んでいくべき内容かと思うので、そこをしっかりと議論させていただくということを前提として、すぐに予算化できるかというところではなく、色々考えるべきところがあるとは思いますが、ご意向を踏まえて検討してまいりたい。

(会長)

他にはいかがか。また後ほど出てきたら、その時にもう一度挙手をお願いしたい。先に進める。事務局から参考資料の方の説明を端的にお願いします。

(事務局)

参考資料1は前回会議と同様のため説明を省略。

参考資料3および参考資料4、参考資料5に基づき説明。

(会長)

参考資料の説明をいただいたが、先ほどに引き続いてご意見等はいかがか。

(委員)

参考資料1の1ページ、成年後見制度の利用促進ということが(1)②権利擁護の推進のところに書いていて、かなり前から項目として挙がっていると思う。この制度は国の動きとして、新たに変わるということで、後見・保佐の類型が廃止になって補助の類型に一本化ということと、必要がなくなったら、利用を終了できるという柔軟な制度に改めていくということだったと思う。そのような状況において、単に成年後見制度の利用促進だけでいいのだろうかと思っている。この制度が大きく変わるときに、その新たな制度への移行等が、スムーズにいくように取り組むとか、利用促進ということだけではなくて、もっと他に加えるべき項目があるのではないかと思った。

それから、交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進とか交通のバリアフリーに関するところで、前回の会議のときに、利用者がこの3,000人に満たないような駅の取り組みをどうしていくかということ質問させていただいた。事務局の方からJRと話し合いを持ちたいと働きかけているけれども、3ヶ月くらいたっても動きがない状況だと聞いていたと思うが、その後何か動きがあったのか教えていただきたい。

それから、この駅のバリアフリー化について、実績95.1%というところを令和8年度に100%にするということで、この残りの4.9%が何なのかということをお聞きしたい。

それと、バリアフリー基本構想というものがあると思うが、各市町の策定状況とか、定期的な見直し状況について、県として把握されていることがあればお聞きしたい。

関連で、福まち条例について、指針の方は改定があったと思うが、本体部分の条例について

改正がない状況かと思っており、共生社会づくり条例の見直しに関することを含めて、福まち条例の本体部分の改正について検討を進めていただきたい。

4 ページ、教育に関するところで、個別の指導計画とか教育支援計画の活用率とか、それを上昇させていくということがずっと挙がっていると思うが、この実績ほぼ 100%に近いものを重点取組として挙げ続けるべきなのかという疑問がある。それよりも、学校のバリアフリー化の促進であるとか、また滋賀県独自のインクルーシブ教育の指標のようなものを定めるなどして、障害者権利条約が求めるような、本当の意味でのインクルーシブ教育を進めるというふうになってほしい。特別支援学校とか、特別支援学級に障害のある児童生徒を分けていくことではなくて、地域の普通学級で皆と一緒に合理的配慮を受けながら、同じ教室で学んでいけるような取り組みを進めていくべきだと思う。

滋賀県特別支援教育推進計画を読んだが、現場の先生や関係者の方は、ともに学べるように色々な研究や実践をされていると感じて、そのことについては敬意を抱いた。ただ、この特別支援教育推進計画で言う多様な学びの場ということは、障害のある人や特別な支援が必要な人を分けていくということなのではないかと思う。障害者権利条約では、そういうことではなくて、同じ教室でいかに合理的配慮を受けていけるかということが大事なんだと思うので、そういうことを考えていただきたい。さらに言えば、特別支援という言葉自体が、障害者権利条約から言えば、もう少し古い言葉であると思う。特別支援は英語ではスペシャルニーズと言うと思うが、合理的配慮は特別な支援ではない。特別な支援ということが、今はもう趣旨に合っていない。だから英語圏ではスペシャルニーズをアクセシビリティということで、アクセスニーズに変えていこうという機運も高まっている。特別支援という名称も含めて、この教育全体について考えていくべきなのではないかという思いを持っている。

(事務局)

ポイントを絞って、回答したい。まず成年後見制度の利用促進、ここを加速させる取り組みが必要なのではないかとこのところで、民法改正の情報はまさに委員がおっしゃった内容なので、そこは健康医療福祉部、県社会福祉協議会等々いろいろ連携しながら、今後も取り組んでまいりたいというのが一つ。

JR との意見交換はどうなったかということ、その後、JR の方からは今も特に返信はない。大津市の障害者自立支援協議会の方に伺っても同じ状況で変わらない。アプローチはしているけれども返信が来なかったということで、まだお会いできていないという状況。

それから、この 95.1%がどうすれば 100%になるのだということについては、3,000 人以上が利用される駅ということで 41 分の 39 という状況。残りの 2 駅はどこなのかということ、京阪電車の石場と膳所本町がまだという状況。

あと、バリアフリーの件、福まち条例の件と、特別支援の個別指導計画のところでご意見があったので、事務局担当の方から回答したい。

(事務局)

福まち条例について、しばらく条例が改正されていないので改正に向けた検討をとということでご意見いただいた。先ほど委員からご指摘いただいた、行動指針というものを令和5年に作っている。これについては、おおむね5年で見直すこととしており、来年度、この行動指針を万博であったり、国スポ・障スポを経た状況を踏まえながら、今後どのように改正していくのかを関係者の皆さんと検討させていただきたい。その中で、条例についても、万博や国スポ・障スポの状況などを踏まえて、条例のずれているところとか、改正の必要性などについて、皆さんからご意見をいただいて、検討を進めたいと思っており、行動指針の中間評価の中で併せて検討したい。

(事務局)

教育にかかるところで、個別の指導計画・支援計画の達成率については確かに高い。特別支援学校だけではなく、地域の学校にも支援の必要な方が増えている。その方たちにも支援を的確に適切に行っていくための目標として掲げている。合理的配慮のことで多様な学びということで、どちらも矛盾するようなどころがあるのではないかとといったこともあるのかもしれないが、実際に特別支援学校で学ぶ子供たちに、より適切な教育を行っていくこと、もっと社会的に学校全体として合理的配慮を進めていくことの双方を睨みながら取り組んでいこうと考えている。いただいたご意見については、課内にも伝えていきたい。

(事務局)

バリアフリー化の件で、何点か補足として、こちらで対応していることを説明したい。毎年、県交通戦略課を事務局としてJR西日本に対して要望をしている。今年度の12月に要望させていただいた項目の中でも、駅のバリアフリー化について速やかに進めていただくようにというお話ではある。回答としては、やはり3,000人以上の乗降者数のところから優先にというお話ではある。3,000人以上の駅のバリアフリー化率、あと数%はなんだというところだが、最新のデータで言うと、3,000人以上の駅数が43であり、うちバリアフリー化済みの駅数は40、バリアフリー化ができていない3駅が津市役所前、石場、膳所本町といずれも京阪の駅であり、どの駅も小規模でほぼ平面駅のようなもので、面積的な問題もあって、難しいところもあると思う。今後も市の方とも協議していきたい。

市町の計画の作成状況について、全て把握できているわけではないが、直近でいうと大津市が令和7年3月にバリアフリー基本構想の改定をされ、バリアフリー化が進んでいない湖西線の北小松駅、近江舞子駅、志賀駅、蓬萊駅の4駅について重点整備地区に含めておられる。これをすることによって3,000人以上の乗降客数というハードルが2,000人以上に下がり、より加速できるようにされているところ。特に志賀駅では、もう1,900人ぐらいの乗降客数になっているので、もう少し利用を進めていけると、検討の俎上に乗ってくると思うので、当方としても今後も利用促進していきたいと思っている。

(委員)

成年後見制度について、利用促進という書き方でいいのか、もっと別の挙げ方があるのではないかという思いがあって意見を言わせていただいた。

それから、JRと毎年話し合いを持たれているというお話があったが、例えば大阪なんかでは、運輸局とか障害当事者や団体の方が一緒に話し合いをされているところもある。話し合いの場に障害当事者が入っていけるといいと思う。

福まち条例の件、ぜひ検討していただいて、共生社会づくり条例との役割分担とか、そういうこともうまくできるとよいかと思う。

バリアフリー基本構想の策定とか見直しということで、何か県が市町にバリアフリー化を進めてもらえるような取り組みができるとうい。

それから、教育のことについて、今特別支援学校とか特別支援学級で学んでいる児童生徒さんがよりよく学べるということはとても大事であり、お答えいただいたように、今地域の学校で児童生徒さんが学べるということもとても大事だと思う。方向性として、地域の障害のある子とない子が離れるということをなるべく少なくして一緒に学んでいけるか。滋賀県は特別支援学校への在籍の割合が高いというようなこともあったので、それをどういうふうに少なくして、本人さんとか、親御さんも、地域の普通学校で学べるんだというような、権利条約の求める方向にどうやって変わっていけるかというのが、とても大事だと思う。そういう観点からも、ぜひいろんな検討をしていけたらよいと思う。

(会長)

次期障害者プランの重点課題のところについては、先ほど説明があったように検討小委員会を設置して進めていく。ただし、今出たご意見等についても、その他のプランのところで含められる部分や語句の修正等で対応できるものがあればしていきたい。基本的なところは重点課題を明確にしていく、あるいは具体化していくというところに起点を置きたいと思う。先ほど

の提案のように人選については、私の方で事務局と引き続き調整をしてみたい。

(委員)

参考資料3の分析について、全年代的、総括的に見ているが、世代別に分けてニーズを分析した方がいいのではないかと思う。というのは、これだけ発達障害の方に対しての発達支援の仕組みが色々できてきて、市町に支援センターもあるし、学校には通級指導教室もある。なのに未だにどうしたらいいかわからないという声がある。繋がっている人は、個別の指導計画をしっかりとってもらっているが、繋がってもらえない人がいる。なぜかと言うと、やはりインターネットの情報だけではわからない。学校に聞いたらすぐわかるようなことも、実際にはネットだけで情報収集している人は意外にいる。先ほど、スマホ等の普及によりインターネットを活用した情報取得が進む一方で、依然として自治体の広報誌に高い信頼が生まれているとあった。これは年代で差があるのではないかと思う。なので、そういう意味ではもう少しこのニーズに関しては世代別に分析した方がよいのではないかと思う。

(会長)

それでは次に進んでよろしいか。議題の(2)滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の見直しの検討について、事務局から①関係施策の実施状況について報告をお願いします。

議題(2) 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例の見直しの検討について

(事務局)

資料2-1に基づき説明。

(会長)

それでは、ただいまの説明についてご意見いかがか。

ご意見がないようなので、同じ議題の②条例見直し検討小委員会の設置について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2-2および参考資料6に基づき説明。

(会長)

それでは、ただいまの説明についてご意見いかがか。

(委員)

検討小委員会を設けることについては、できるだけ手話言語と意思疎通等の促進を分けて進めないと話はまとまらないのではないかと感じている。多数決で少数意見が盛り込まれないということが過去にあった。手話言語条例を作りたいというところで、小委員会の意見を盛り込めなかったことがあり、今回は分けていただきたいと思っている。国では障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法と手話施策推進法を分けることになっている。初めは1本で考えていたようだが、国会議員が議論をした結果分かれた。意思疎通と情報アクセスの面と言語の面、それを分けて法律を作ったという流れがあり、同じように滋賀県の方でも分けて進めていただきたいと考えている。小委員会のメンバーを見せていただくと、手話言語よりも意思疎通の方が重点の議論になるのではないかと見える。なので、言語の専門家に入っただけで交通整理をしていただき、手話言語条例と意思疎通・情報アクセス条例をきちんと分けるかどうかというのを含めて議論をしたいというのが一つ。それからワーキンググループは、手話言語条例を作る前提で議論するのかどうかを確認したい。

(事務局)

2点ご意見いただいたかと思う。まず、手話言語学者もしくは言語学者の方の委員としての参画については、改めてご意見をいただいたので、私達も言語学、あるいはその手話言語学というものを改めて問い直した上で会長とも相談の上、小委員会なのか、手話施策推進ワーキンググループに入っただけでいいのか、議論を深めてまいりたい。

それから手話施策推進ワーキンググループができることで、単独条例ができるのかというご質問については、まずこの条例ができて、まだ2年、来年で3年という中で、今すぐに分離をして単独でというところの議論にまで及んでいないことから、今この場においては単独でという状況ではないというのが正直なところ。

令和7年6月に手話施策推進法ができたことをもって、それでもこの条例と合わせて見たときに、何が施策として足りていないのか、条例として足りていないのかというところを議論した上で検討をしていきたいというのが、令和8年度で要求しているところ。

(会長)

他にあるか。

(委員)

滋賀県社協では、福祉用具センター指定管理の中で、ICTを活用したコミュニケーション支援に関する協議会を開催している。関係機関の方たちと連携して議論を進めており、その中には県にも入っていただいていたが、この資料2-1、7ページの情報通信機器等の利用方法の習得にかかる取組（第10条関係）について、これは障害をお持ちの方の使い方の習得と思うが、支援されている方々も、機器が日進月歩で開発されてきているので、その方たちに向けた研修ができないかということで今年度、指定管理の中で進めてきた。この指定管理が今年度で廃止になり、この先この事業をどうするのかという議論をしていたので、支援者の方々の繋がりネットワークを作るとか、研修をするということをお願いしたいというのが1点。これは第8条にも関わってくるのかもしれないが、5ページの中の、人材の確保等の中には、手話通訳の方とかの支援が書いてあるが、このICT機器を使われる方々の養成もできればお願いしたい。

(事務局)

ICT関係の人材育成に関わる話、現在まだどういう形になるかわからないが、県DX推進課というところが、県民全てのDX化・ICT活用の能力の向上ということで施策をやっており、当課が行っている障害者に向けたICTの活用の施策をどううまく混ぜてやれるかというところは来年度さらにその先に向けて話し合っているところ。例えば障害者のICTの育成のボランティアさんもスマホへの対応ではなかなかできていないというところがあった。逆にDX部門は障害者にどうやって伝えたらよいか、自分のスキルを使えたらよいかということで困っている。こちら辺も融合できないかというようなことを考えており、その中で今おっしゃっていただいた観点も盛り込んで一緒に検討していければと思っているところ。

また用具センターの主催されているICTの協議会にも、当課社会活動係が参画しており、問題意識については共有させていただいている。

(会長)

他に何かあるか。

それでは、条例見直しの検討に向けて手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会

を設置することにし、ワーキンググループも含めて、今出てきたご意見、言語の専門家を入れて整理をして、どういう位置づけや形とするかをきちんと話をすることで、その人選等についてはご意見をいただきながら、会長と事務局で引き続き調整してまいりたい。

次に進む。議題の（３）滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて事務局から説明をお願いします。

議題（３）滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の見直しについて

（事務局）

資料３に基づき説明。

（会長）

それでは、ただ今の説明について、ご意見ご質問のある方は挙手をお願いしたい。

（委員）

障害者差別解消法改正後、民間事業者による合理的配慮の提供は法的義務になった。理解を広めるというのはなかなか進まない現状がある。合理的配慮という言葉の解釈は本当に人それぞれでまちまち。手話通訳、要約筆記、ろう者に対する配慮、それぞれ一つずつ説明しないと、なかなか理解していただけないということが多い。視覚障害者の方も同じではないか。合理的配慮とその意味を説明するリーフレットのようなものを作って欲しい。県民皆さんだけでなく、特に民間事業者、そういうところにパンフレットを配布して普及してほしい。

（事務局）

先ほどの資料３の５ページ、左下の３番目、普及啓発事業、まさにおっしゃっていただいたことは大事な部分であり、合理的配慮というところは、過剰な負担であればなくてよいという０か１００という考え方ではなく、できることを調整・変更していく。その上で、この３番目の普及啓発事業の四角囲みにある、令和８年度の取り組みで、障害のある当事者団体の方と連携し、小学校４年生くらいからでも理解ができる好事例などをまとめたものをリーフレットであったり WEB であったり SNS 等でどんどん啓発できるよう資材を作っていきたいと思っている。

(事務局)

滋賀県内の民間事業所に対する合理的配慮などの啓発について、滋賀県の労働雇用政策課から民間事業所に対して、毎年ガイドブックを作成しており、合理的配慮の必要性やその流れ、また滋賀県内で合理的配慮の工夫を積極的にされている事業所さんの事例、行政の支援制度について周知させていただいているところ。その内容については、今後ももっとわかりやすいもの、丁寧なものにしていきたいので、ご意見をいただければと思う。

(委員)

資料3のページ3に提起していただいている事例について、車いすで飲食店に入ったとき、はっきり向こうから入店を拒否された。どれだけ言っても理解をしていただけない飲食店だったので、諦めるしかなかった。皆さんがPR事業ということで、理解をしていただくようにパンフレット等渡しているのかもしれないが、それが理解されるような形で行き渡っていないのが現状である。経済団体ならびに産業団体の方たちの例えばいろんな会議等、また研修会等でこちらの意見が届くよう、県の担当の方が直接出向き、何とか今の経団連の担当の方に事例を挙げて説明してくれるような、実質的な現実的な指導をお願いしたいと思う。

(会長)

経団連に関わって、いかがか。

(委員)

改修費用の2分の1が提供されるような補助金制度が今現実にあるということも各事業所では全然知らない人が多い。

そういうことも含めて、障害を持つ方にも理解できるような形の施策を、小規模な店舗にも理解できる説明がされる形を作っていただきたいと思う。合理的配慮とは何のことかという方もいるので、障害者の気持ちになってまでなかなか理解いただけないと思うが、どんなマイナス面があるか、体についてのマイナス面があるのをわかってもらおうと、それに対してこうしたらいいなということがわかってくると思う。理解を進めようという気がない人に、1回ではなく何回も研修等の機会を持っていただき、気持ちをこちらに向けていただけるとお願いしたい。

(委員)

研修に参加される事業所や参加される方というのは、結構毎回同じメンバーであったり、意識を持っている方が参加されるが、その意識が低いというか、調べていないところまでどう広げていくかっていうのは、課題になるのかなと思いつながら聞いている。

(委員)

今の関連で、視覚障害者の盲導犬ユーザーに対しても、店とかホテルとかで拒否されることがあるので、拒否しないように条例とかもつきつ罰則を与える方法があったらよいと思うので、考えていただきたい。

(会長)

地域の商店街や店舗における利用のしづらさだったり、あるいはそれを超えて排除する、理解とレベルみたいなどころまで、まだまだ起きているというのが現実。今出されていたように、理解を深めてもらうような手立てをどうするかということについては、いろいろ知恵を借り、SNS や研修会、あるいは補助金の話もあるが、それでもなかなか進まないところについて、もしこういう案も面白いんじゃないかということがあれば聞かせてほしい。

(委員)

条例の中身ではないが、よく当事者の方や県民もそうだが、この条例の名前が難しくてなかなか浸透していかないということを聞いたりする。正式な名前はこのまま残す必要があると思うが、ミドルネームというか、セカンドネームというか、別名で当事者の方とかに公募して、もう少しキャッチーな名前をつけてはどうか。せっかくの見直しの機会なので、県民に浸透しやすい名前に、二つ目の名前を作ってもよいのかなというふうに思っている。

(会長)

その意味がちゃんと伝わるということが大事だし、その中で改善や改良や修正が行われていく、あるいは繋がりが持っていくということが大事だと思う。その意味に繋がるキャッチーなミドルネームがあってもいいのではないかなというふうなご意見も大事なところかと思う。

それでは、他にはいかがか。

(委員)

条例の運用のチェックのことについて、前回の会議で条例の運用のチェックをこの障害者施策推進協議会でも扱ってはどうか発言した。運用のマニュアル化みたいなことは、条例の検討部会の議論の中であったと思う。運用のチェックはどういう方向性になりそうか、この会議の場でも説明いただけたらと思う。

(事務局)

共生社会づくり条例の運用がうまくいっているかチェックをするというご提案を前回7月17日もいただいていたと思うが、現状においては、この会議で共生社会づくり条例の運用をチェックするような機能を付加するということまでは想定していない。しっかり共生社会づくり委員会の方で、取り組み状況を説明し、不断の見直しをしていくというようなことを県の事務局としては思っているので、共生社会づくり委員会の方で共生社会づくり条例の運用のチェックを引き続きお願いしたい。

(委員)

そうすると、これについては業務のマニュアル化を行った上での引き継ぎや、有識者に意見を聞く事例検討会議を定期的で開催する等の形で、共生社会づくり委員会の中で扱っていくという理解でよいか。

(事務局)

委員のおっしゃる通り。

(会長)

それでは次の議題に入ってよろしいか。最後の議題として(4)令和8年度障害福祉課当初予算案の概要について事務局から説明をお願いします。

なお、一度も発言されてない方はこの議題4のところでは何か発言をしていただきたい。

議題(4) 令和8年度障害福祉課当初予算案の概要について

(事務局)

資料4に基づき説明

(会長)

今の議題について率直なご意見をお伺いしたい。簡単な感想でも構わないのでいかがか。

(委員)

先ほど、支援学校の生徒数が増えているという話があったが、確か2月、県のホームページに年次推移が載っており、ここ10年で倍ぐらいになっている。県の教育委員会の産業医をしており、県立高等学校と支援学校とを比べると、職員数は圧倒的に高等学校の方が多いが、公務災害は支援学校がすごく多い。子供からちょっと押されたとかいうことがあると、子供といってももうすごく大きいので、非常に大きな怪我に繋がっている。学校の先生方も高齢化しているので、被害がどちらかというとき大きくなる。それを防ぐためには、やはり教員数を増やさないといけないと思うが、その予算というのは今説明いただいた資料の6ページの4の重症心身障害者の医療的ケア児等支援センター事業のところ、学校現場のバックアップに取り組むという中に、そういうことも視野に入れていただいた予算組みがされているのか。

(事務局)

資料4の6ページ、4番目の項目、重症心身障害者医療的ケア児等支援センター事業については、主に問題行動を呈するお子さんというよりは、医療的ケアのあるお子さんへの支援ということ、またお子さんだけではなく大人になってからも支援するということで滋賀県は取り組んでいる。地域の小学校、中学校に通う医療的ケアのあるお子さんも増えているという中で、学校看護師が1人だけで対応するという、もしかすると孤立してしまう可能性がある中で、子供たちの学びの保障や体験を保障するために、学校看護師に対してバックアップするといったところを来年度、びわこ学園に担っていただいている医療的ケア児支援センターと一緒に県内のチームを作って取り組んでいくもの。

(委員)

この公務災害は減らないということか。

(事務局)

問題の行動と公務災害の因果関係があるかどうか。ただ、相関関係があるとすれば、この資

料4の中にはつまびらかに書いていないが、来年度の新たな取り組みとして、障害福祉分野の強度行動障害の研修をする講師陣が出前講座方式でいくつかの特別支援学校に入っていくということを考えている。学校卒業後も、福祉に繋がったときに同じ視点で支援ができるようにという取り組みを来年度意図的にしていきたいと思っている。

(委員)

その効果を期待したいと思う。

(委員)

合理的配慮助成金の説明の中で、定額助成ということで、大規模な飲食店などに限るというお話だったかと思うが、これは対象外のところもあるということなのか教えていただきたい。

(事務局)

資料3ページの4番目の項目に480万円ほどの差別解消総合推進事業があり、この中に150万円の予算が内数として入っていて、合理的配慮の底上げをするための助成金というのがある。今、委員がおっしゃったのは、大規模な事業所なのかということだが、どちらかという小規模な事業所の底上げをしていく。大規模な事業所は既にバリアフリー義務化の網がかかっている。ただ、例えば面積が200平米より小さい小規模の飲食店は努力義務となっているので、努力義務であれば、しなくていいのではないかというような誤解が現に生じている。わざわざ持ち出しをしてまでバリアフリー化をするかということ、他の店もしていないしといったそういう考え方もあるので、極力持ち出しをしなくてもスロープとかがつけられるように、小規模な事業所、飲食店等に限って、定額補助で10万円ということを予定しているというのが令和8年度の予算である。

(委員)

予算案のところで、保険給付などの社会保障の関係で60億円というのがあるが、居宅介護をやっている事業所などで不正請求があった場合、それに対してどうするかとか、監査なんかは突然入れるものなのか。

(事務局)

監査に入る場合には、まず事前にこの事業所に対しての状況を確認させていただき、明らかに不正をしているということの確認がとれたら県から監査ということで事業所に入らせていただき、実際の請求状況等を確認させていただいているところ。

(委員)

やはり高齢者が多くなってきたりいろんな障害もあったりして、その居宅介護の請求書なんかも随時見ていただきたいと思う。レセプトが上がってきたら、ただ通すのではなくて、そういう要因もあるということは頭に入れて監査にも入ってほしいと思う。

(事務局)

今のアドバイスも活かしながら進めていきたいと思う。

(会長)

罰するよりもいかに育てるのか、そういう視点で入ってほしいと思っている。

とかく今の世の中は民間の営利企業は嫌がられているわけで、その中でも真面目にやっているところもあるので、きちんと育てて頼りになる身近な存在に仕上げていくというのは指定をする側の責任でもあるのかなというふうに思っている。

他にはないか。時間も過ぎているが、よろしいか。

(委員)

全体を通して、最初の方の障害者プランについて、今日どのような議論をしていくのかという方向性を示していただいたと思っている。今後、小委員会などで具体的な議論が進んでいって、方向性が明確化されていくのであろうというふうに考えている。その上で、障害福祉計画の部分については、各障害福祉サービスなどの整備目標を今後立てていくことになると思う。これまでもずっとそうだったが、基本的には国が出す基本指針に示されるトレンド、国がこれぐらい入所者を減らせとかこれぐらい地域生活できるようにしようというトレンドに沿った形の目標設定になりがちではあると思うが、滋賀県における、各市町と言ってもいいが、それぞれの地域で障害のある人が望んでいる生活でそれに応じた資源の数というものにできるだけ沿った形で整備が進んでいく必要があるかと思う。その辺りの数値をしっかりと出そうと思うと、早期に各市町に対してどのような数値を出してもらおうかという働きかけが必要になると思

う。県の数値というのは各市町の積み上げということになり、それをできるだけ早期にできるとよいのではないかと考えている。もう一つはただその数が充足するだけではいけないということは、これまでのプランの振り返りでも見えてきているので、しっかりとニーズに合った資源整備ということができるとよい。

もう一点、入所施設からの地域移行については、入所施設の指定基準の中に入所者の地域移行に関する意向をしっかりと聞くということも入ってくる。先ほどのことにも関連するが、しっかりと当事者の皆さんの声を聞いた上でどれぐらいの地域生活を望まれるのか、それに応じた資源はどれぐらい必要なのかということをおそらく各市町の自立支援協議会の方でも協議をいただいているかと思う。県の自立支援協議会としてもそういったところがさらに進んでいくような支援をしなければいけないと思うが、各市町に対しても各市町協議会と連携してしっかりとした数値を積み上げていただけるように県からも働きかけていただきたい。

(委員)

私どもは口腔衛生センターというところで、障害児者の方の歯科治療を行っている。2年前から常勤を配置し、もちろん全ての方を診られるわけではないが、今までは障害者手帳をお持ちの方という限定があったところを、それだけではなくスペシャルニーズという意味でより受け入れを広くしているという状況を報告させていただく。

(会長)

他にはいかがか。まだどうしてもという方もいらっしゃるかと思うが、このあたりで一旦終わりとしたい。以上で本日の議題は終了になるので、進行を事務局にお返りする。

(事務局)

皆様には、長時間にわたりご議論いただき感謝申し上げます。皆様から頂戴したご意見につきましては、今後の検討に繋げてまいりたい。

次回の協議会につきましては、新年度になってから改めてご連絡を差し上げたい。これをもって協議会を終了とさせていただきます。